

令和5年10月1日から 消費税のインボイス制度が導入されます

公益社団法人 花北法人会

インボイス制度については、すでに令和3年10月1日から登録申請の受付が開始されています。

インボイス制度のしくみ、登録制度・手続き、免税事業者とインボイス制度、制度開始時の様々な特例などについて経理担当者だけでなく、経営者も十分理解いただけるよう、花北法人会では「**基礎からわかるインボイス**」(冊子)をお配りすることといたしました。

ご希望の場合は電話連絡で在庫確認のうえ花北法人会までご来所ください。
(花北法人会 電話番号 0198-22-6324)

以下、理解するためのポイントをお知らせします

- 1 「**基礎からわかるインボイス**」(冊子)で理解を
- 2 国税庁ホームページの「**インボイス制度特設サイト**」で理解を
「国税庁」⇒画面右上の注目ワード「消費税のインボイス制度」
(他の手順でも同サイトに接続できます)
- 3 **動画チャンネル**で理解を
「インボイス制度特設サイト」(特集インボイス制度)中央の「国税庁動画チャンネル」をクリック、「今から学ぼう！インボイス塾」(全4回、各8～9分ほど)などは分かりやすい内容です
※このサイトでは、問い合わせ先やQ&Aなどインボイス制度の情報満載です
- 4 インボイス制度に関する**電話相談は専門の窓口**で
○消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター
【フリーダイヤル】0120-205-553(無料)

～国税庁ホームページ、電話相談体制等は令和3年10月末現在です～